

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年10月19日から同年12月23日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和3年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
福祉部	令和4年10月19日から同年11月21日まで
教育委員会事務局	令和4年11月21日から同年12月23日まで

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・仙 波 憲 一

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和3年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 災害救助法の報告に関すること。
- オ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- カ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- キ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- ク 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- ケ 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- コ 福祉手当（経過措置分）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- サ 福祉団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- シ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 敬老行事に関すること。
- オ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- カ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- キ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ク 介護保険給付に関すること。
- ケ 要介護認定に関すること。
- コ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- サ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定に関すること。
- シ ねんりんピックに関すること。

(4) 地域包括支援センター

- ア 支援センターの事業に関すること。
- イ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(5) 子育て支援課

- ア 児童福祉法に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 子育て支援に関すること。
- ウ 子供広場及び児童遊園地に関すること（管理に関するものを除く。）。
- エ 子ども医療及びひとり親家庭医療に関すること。
- オ 養育医療に関すること。
- カ 児童手当、児童扶養手当等に関すること。
- キ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- ク 父子福祉に関すること。
- ケ 婦人保護に関すること。
- コ 子育て世代包括支援センターに関すること。

(6) こども保育課

- ア 子ども・子育て支援新制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 保育所に関すること。
- ウ 児童福祉団体に関すること。

(7) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。
- カ 国民健康保険の保健事業に関すること。
- キ 後期高齢者医療に関すること。

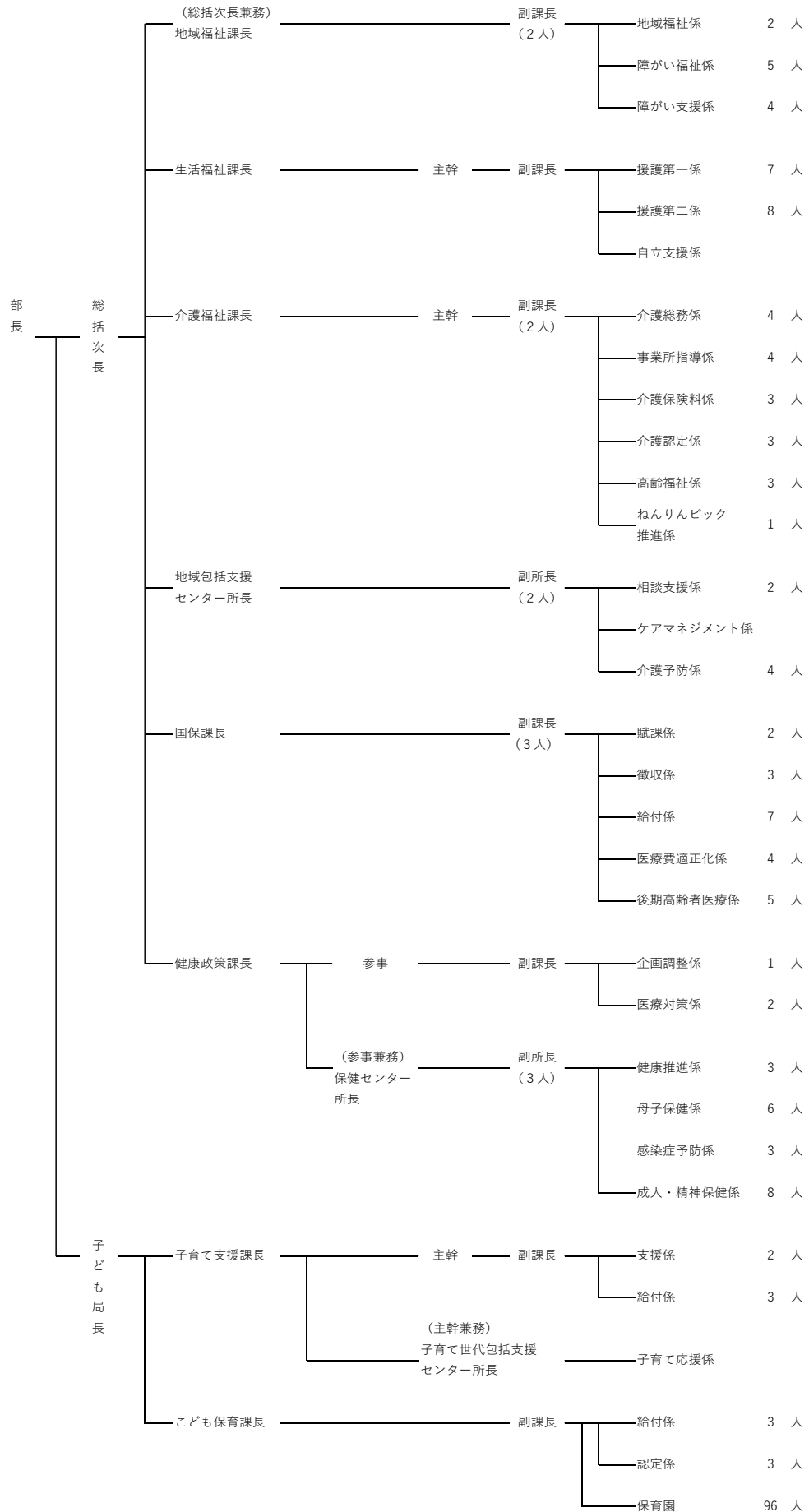
(8) 健康政策課

- ア 健康に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- ウ 健康増進計画に関すること。
- エ 救急医療に関すること。
- オ 医師等の確保対策の推進に関すること。
- カ 健康危機管理に関すること。
- キ 保健センターに関すること。

(9) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関すること。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- エ 栄養改善の指導に関すること。
- オ 予防接種に関すること。
- カ 疾病の予防に関すること。

2 職員の配置状況 231人（令和4年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



(別子保育園長は、経済部別子山支所長兼務のため人数に含めていない)

3 令和3年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に伴う障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障がい者自立支援給付費 2,738,984,322円

(介護給付・訓練等給付・相談支援給付、補装具、更生医療等)

障がい者総合支援法管理事務費 6,863,245円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費 41,009,884円

(意思疎通支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費 82,879,685円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障がい者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

単位自治会及び校区連合自治会又は老人ホーム等の福祉施設が開催する敬老行事に参加した70歳以上の高齢者に交付金を支給することで、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進に寄与した。

参加者数 自治会 2,472人 施設 335人

交付数 自治会 58自治会(校区連合自治会及び単位自治会) 施設 8施設

<事業費> 3,968,880円

【交付金内訳】自治会 3,672,000円 施設 282,880円

(3) 地域子育て支援拠点事業

身近な場所に子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、おおむね3歳未満の乳幼児の保護者が子育てに関する相談や情報収集等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。

また新型コロナウイルス感染症対策から、施設を訪れることができない場合であっても、コミュニケーションを図ることができるよう、現在Zoom等のウェブ会議ツールやSNSの活用も図っている。

延利用者数 17,995人(延利用児童数9,454人、延利用保護者数8,541人)

相談件数 1,299件

<事業費> 63,125,000円

(4) 愛顔の子育て応援事業

少子化が進む中、愛媛の将来を担う子ども子育てを応援するために、愛媛県と連携して市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(約1年分)が購入できる「愛顔っ子応援券」を、また、本市独自に第1子の出生・転入時に3万円分の子育て用品が購入できる「はまっこすたあと応援券」を保護者に交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、県内企業が生産した製品を市内店舗で購入することにより、地域経済の活性化に努め

た。

愛顔っ子応援券交付人数	4 3 6 人	市内登録店舗数	4 5 店舗
はまっこすたあと応援券交付人数	3 2 9 人	市内登録店舗数	4 1 店舗
＜事業費＞	3 2, 4 2 6, 2 7 3 円		

(5) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等を図ることができた。

実施保育園数	2 2 園
対象児童数	1 5 2 人
加配保育士	5 4 人
＜事業費＞	9 0, 1 1 1, 7 7 6 円

(6) 地域型保育事業

小規模保育、事業所内保育等を0～2歳児の子どもが利用して細やかな保育を受けられることで、核家族化や共働き世帯といった時代の流れに応じた保護者の要望に対応し、負担軽減、就労支援を図ることができた。

実施園数	小規模保育	4 園	(延利用人数	8 5 8 人)
	事業所内保育	2 園	(延利用人数	5 6 0 人)
＜事業費＞	2 4 2, 4 0 9, 9 3 0 円			

(7) 認定こども園施設型給付事業

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持つ施設である認定こども園を0～5歳児の子どもが利用することにより、核家族化や共働き世帯などの時代の流れや、保護者の状況に応じた教育・保育の実施を図ることができた。

実施認定こども園の数	5 園		
延べ利用児童数	1号認定の児童数	6, 2 0 9 人	
	2・3号認定の児童数	2, 4 8 5 人	
	新2号認定の児童数	7 9 2 人	
	合計児童数	9, 4 8 6 人	
＜事業費＞	4 8 1, 1 7 8, 5 1 4 円		

(8) 私立幼稚園施設型給付事業

新制度へ移行した私立幼稚園を満3～5歳児の子どもが利用することにより、核家族化や共働き世帯などの時代の流れや保護者の状況に応じた教育を実施することができた。

実施私立幼稚園の数	2 園		
延べ利用児童数	1号認定の児童数	1, 3 0 1 人	
	新2号認定の児童数	1 5 2 人	
	合計児童数	1, 4 5 3 人	
＜事業費＞	8 6, 7 2 5, 9 2 9 円		

※新2号認定は、認定こども園在園中は、1号認定の扱いとなるが、保育の必要性の認定を受けることにより、保育料の無償に加えて、上限はあるが、預かり保育料も無償となるもの。

(9) 特定健康診査等事業

健診受診率の低さや、高血圧症等の生活習慣病治療者数の多さの改善を図るため、ICTを活用したシステムの導入による24時間WEB予約の健診受付開始や、CM放映による啓発、喚起の他、高血圧未治療者や治療中断者が、家庭で血圧を測定記録するための血圧記録手帳を配布する等、受診勧奨の取組を新たに開始した。これにより、特定健診受診率が向上し、また、高血圧症重症化予防の取組を進めることができた。

＜事業費＞	7 8, 9 7 2, 7 2 4 円
-------	---------------------

(10) 母子保健相談支援事業

妊産婦や乳幼児期に切れ目のない支援を提供するため、平成30年10月に保健センター内及び子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを開設した。保健師、看護師等の専門職員4名を配置し、家族から支援を受けられず孤立する妊産婦や何らかの問題を抱えるハイリスク妊婦等に対し、母子健康手帳の交付時からきめの細かい支援を行うことで、出産後も切れ目のない支援が図られた。また、子育て支援課において、転入者にはワンストップのサービスが提供できたことに加え、保育園等関係機関との連携強化にもつながった。

【保健センター内】

母子健康手帳発行時健康相談 820件、一般妊婦電話相談 延797件
ハイリスク妊産婦支援計画策定 292件
ハイリスク妊婦支援（電話相談582件、家庭訪問41件、来所相談45件）

【子育て支援課内サテライト】

電話相談 58件、家庭訪問 28件、来所相談 270件、転入時手続 272件
他機関連絡 170件
ハイリスク妊婦支援会議 24回、特定妊婦連絡会 12回
<事業費> 11,711,980円

(11) 産後ケア事業

出産後の心身の不安定な時期に、家族等から産後のサポートを得られにくい育児支援が必要な母子を対象に、医療機関において助産師等の専門職によるサポートを行った。専門職の支援・ケアにより、母体の体力の回復や精神的な安定を図ることができ、その後の育児に対する負担の軽減、自信の獲得につなげることができた。

利用者 45組 延109日
<事業費> 2,842,000円

(12) 健康プログラム事業

1日延べ30分以上の運動を週2回以上している人の割合の減少、成人肥満者の割合の増加や、壮年期からの生活習慣病が増加している状況を改善し、運動習慣の定着や健康意識の向上を促進するため、ICTを活用した歩数・体組成管理の仕組みの導入・見える化や、運動無関心層の誘導、歩数競争イベントを通して、市民の行動変容を図った。令和3年度からは、モデル企業に出向き健康相談を実施し、歩数競争イベントの結果に合わせ、あかがねポイントを付与した。その結果、歩数競争イベント期間中の1日の平均歩数は国推奨歩数を男女ともほぼ達成した。また、週1回以上運動していると答えた人が22.7%増加し、定期的な運動実施率の向上を図ることができた。

<事業費> 8,606,350円

(13) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握、課題の抽出及び対応策の検討、関係者間の情報共有や研修、地域住民への普及啓発等を行い、医療関係者と介護関係者が相互の業務範囲を理解することができたとともに、ポータルサイト「あらいさんとほまちゃんのにじいろケアポータル」の運用により、市民、介護及び医療関係者に情報提供ができるようになった。

さらに、エンディングノートを作成し、終末期について考えるきっかけを作ることができた。

<事業費> 2,504,502円

(14) 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種

市民の生命及び健康を守るため、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策とあわせて、社会経済活動との両立を図るため、市民への円滑なワクチン接種が実施できるよう、接種体制の確保を図るとともに、新居浜市医師会及び個別接種実施機関等との調整を行い、初回（1・2回目）接種及び追加（3回目）接種を実施した。

実施施設 53施設（基本型接種施設 4、サテライト型接種施設 42、
介護施設 3、集団接種会場 2、職域接種 2）

<事業費> 604,968,977円（繰越分 194,274,000円を含む。）

4 使用料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,051,532	3,051,532	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	54,938	54,938	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	22,448,402	22,363,699	0	84,703
老人ホーム措置費負担金	3,300,253	3,300,253	0	0
多目的広場使用料	31,338	31,338	0	0
児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	188,247,480	185,225,070	75,150	2,947,260
公立保育所使用料	58,235,820	57,905,420	49,900	280,500
保育所保育料督促手数料	52,800	52,800	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	173,040	173,040	0	0
子ども広場使用料	2,469	2,469	0	0
健康プログラム事業個人負担金実 費徴収金	405,000	405,000	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
介 護 保 険 料	現年度分	2,530,327,040	2,519,760,020	99.6%	0	10,567,020
	滞納繰越分	26,021,497	11,905,155	45.8%	4,361,031	9,755,311
	計	2,556,348,537	2,531,665,175	99.0%	4,361,031	20,322,331
督 促 手 数 料	-	339,600	339,600	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
国民健康 保険料	現年度分	1,800,685,220	1,738,664,491	96.6%	7,030	62,013,699
	滞納繰越分	112,128,901	57,090,257	50.9%	17,074,276	37,964,368
	計	1,912,814,121	1,795,754,748	93.9%	17,081,306	99,978,067
督 促 手数料	-	1,014,700	1,014,700	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢 者医療 保険料	現年度分	1,293,176,770	1,291,529,060	99.9%	0	1,647,710
	滞納繰越分	5,117,399	3,514,458	68.7%	548,311	1,054,630
	計	1,298,294,169	1,295,043,518	99.7%	548,311	2,702,340
督 促 手数料	-	150,100	150,400	-	-	△300

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容 (回答は令和4年12月26日付け)

(1) 公用車の車検費用について

保健センターで使用している公用車の車検費用について、見積書の整備料は消費税を含む金額としているが、請求書ではその金額にさらに消費税を加算しており、消費税が二重に計上されている。内容を確認の上、改められたい。請求書を受理する際には見積書との整合性を十分確認するとともに、適正な請求書の作成について指導されたい。

(健康政策課 (保健センター))

<回答>

公用車の車検費用の過払いが生じていたことについては、雑入処理を行うため業者に連絡し事務処理を行いました。

今後は請求金額の錯誤がないように担当者に加え、複数の者で適正な請求金額になっているかの確認を行い、確実な事務処理を徹底いたします。

(2) 保健センター消防用設備点検業務委託契約について

消防用設備の一部について、仕様書に記載している点検対象設備の個数と、受託業者から提出された点検結果報告書の個数が一致していない。委託料は消防用設備の個数を単位として積算されているため、仕様書に記載の個数が実際の個数と異なる場合には、変更契約を締結するなど適正な事務処理をされたい。

(健康政策課 (保健センター))

<回答>

点検対象設備の個数が、仕様書と受託業者の報告書で一致しないことについては、保健センターが過去に何度か行った改築による可能性があり、改めて正確な設備の数量を確認するため、1月に受託事業者と合同で、確認作業を実施することにいたしました。今後は、同様の誤りを繰り返すことのないよう、仕様書の数量などを十分確認するとともに、報告書の数量等を厳重にチェックすることで、適正な事務処理を行います。

(3) 福祉関連事業の指定管理業務について

ア 新居浜市社会福祉協議会は、複数の社会福祉施設の指定管理先として、事業目的の完遂においても、また、財政上も大変重要な存在となっている。これまでも、事業の効率性追求のため、事業運営実態の把握や他市の類似事業の情報収集が強く求められてきた。今般、受託している施設間において、「拠点区分間繰入金」として資金の移動が確認された。本来、施設それぞれ独立した会計決算をすべきであり、その損益については、施設ごとに担当課が精査し、適正予算へ反映すべきである。一方、介護福祉課所掌の養護老人ホームの指定管理に関しては、受託事業者は異なるが、予算項目に適正利潤が設定され、それを上回る益金については精算されている。改めて、同協議会が受託している各指定管理施設に関して、前段の契約内容を参考にして、予算の額及び科目内容の再確認・適正化や損益の適正処理の明文化について厳正に取り組まれない。

(地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課)

<回答>

指定管理による施設ごとの収支について、今後は事業者の効率化による利益と、事業費が減少したことにより生じる利益について、区別して精査するなど、予算の額や損益を適正に処理できるよう検討してまいります。

また、予算項目に適正利潤を設定し、損益を明文化することについては、受託候補者が限られる施設であることから、募集要領の検討など、庁内関係課と協議してまいります。

イ 総合福祉センターでは、指定管理業務とは別に、法令等に基づき使用料徴収等業務を指定管理者に委託しているが、指定管理業務と使用料徴収業務の業務実態等を確認のうえ、市営住宅管理運営の例（使用料徴収業務委託料は指定管理料に含まれる。）を参考に、実態に即した契約、経費積算への変更を検討されたい。

(地域福祉課)

<回答>

使用料徴収等業務については、委託先である指定管理者で、主に窓口を担当している非常勤職員が、施設利用者から使用料を預かり、領収書を発行し、市に納付するという一連の業務を行っており、指定管理料とは別に委託契約を締結しているものです。

今後は、指定管理業務に含むことで事務の効率化が図れることから、指定管理事業者選考の際に、指定管理業務の中に使用料徴収業務委託を含むことを検討いたします。

ウ 高齢者福祉センターの入浴事業は、新型コロナウイルス感染防止のため令和2年度から休止している。入浴事業の休止等に伴い、令和3年度では指定管理料のうち水道光熱費、燃料費が予算額から3,464千円の減額となっている。減額相当分は、人件費の減額分も含めて指定管理者の法人決算において「拠点区分間繰入金支出」に計上し、法人全体で事業間調整を行っている。指定管理年度協定では、要した費用の額が管理に係る経費の額に満たない場合は、返還を求めることができることを定めており、指定管理者と協議の上、

事業休止に伴う減額費用の取扱いについて決定されたい。

また、指定管理者から提出された次年度事業計画では、「入浴事業 ※コロナ対策のため、継続休止（事業の見直し中）」とあるが、早期に入浴事業の見直しを決定し適正な指定管理料に改められたい。

(介護福祉課)

<回答>

高齢者福祉センターの入浴事業の休止に伴う減額費用の取扱いについては、指定管理者と協議の上、決定してまいります。

また、入浴事業の見直しについては、新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、施設の長寿命化に向けた利活用の検討も含め、指定管理者と早急に協議を開始いたします。

(4) 保育士の増員確保策について

保育所及び保育士等の処遇改善などに係る事業において、保育士等の不足による問題が顕著になってきている。具体的には、配置基準は満たしているものの、ローテーションが厳しいことや各種休暇取得に苦慮する状況がある。国の施策レベルの課題があると思われるが、市としても、処遇改善や資格取得の補助をはじめとして、市レベルでの育成確保策について検討されたい。

(こども保育課)

<回答>

正規保育士の確保につきましては、年度途中採用について人事課と協議し、充足を図ります。

会計年度任用職員につきましては、今年7月に日々雇用制度を創設し、働きやすい勤務条件で潜在保育士の発掘を図り、段階的にフルタイムへ移行できる環境整備に努めております。

なお、処遇改善には、国の施策レベルでの大胆な改善が必要と考えますが、本市は現在も近隣他市と比較すると給与格付けが高いため、そういった優位性を募集にあたってより周知するとともに、園長会とも連携しながら、応募の動機付けとなる要因等を検討し、資格保有者の就業促進に向けた職場環境を整備するなど、保育士の育成確保を図ります。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア 教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- エ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- オ 成人教育及び家庭教育の学級、教室、講座等の開設事務、運営指導及び調整に関すること。
- カ 社会教育指導者の育成及び社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- キ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館及び青少年センターに関すること。
- ク 青少年健全育成の推進に関すること。
- ケ 学校体育施設の開放の事務及び運営指導に関すること。
- コ 学校体育施設の開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- エ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- オ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- カ 就学援助事務及び奨学資金事務に関すること。
- キ 学校保健関係事務及び学校安全関係事務に関すること。
- ク 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- コ 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。
- サ 共同調理場の建設に関すること。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

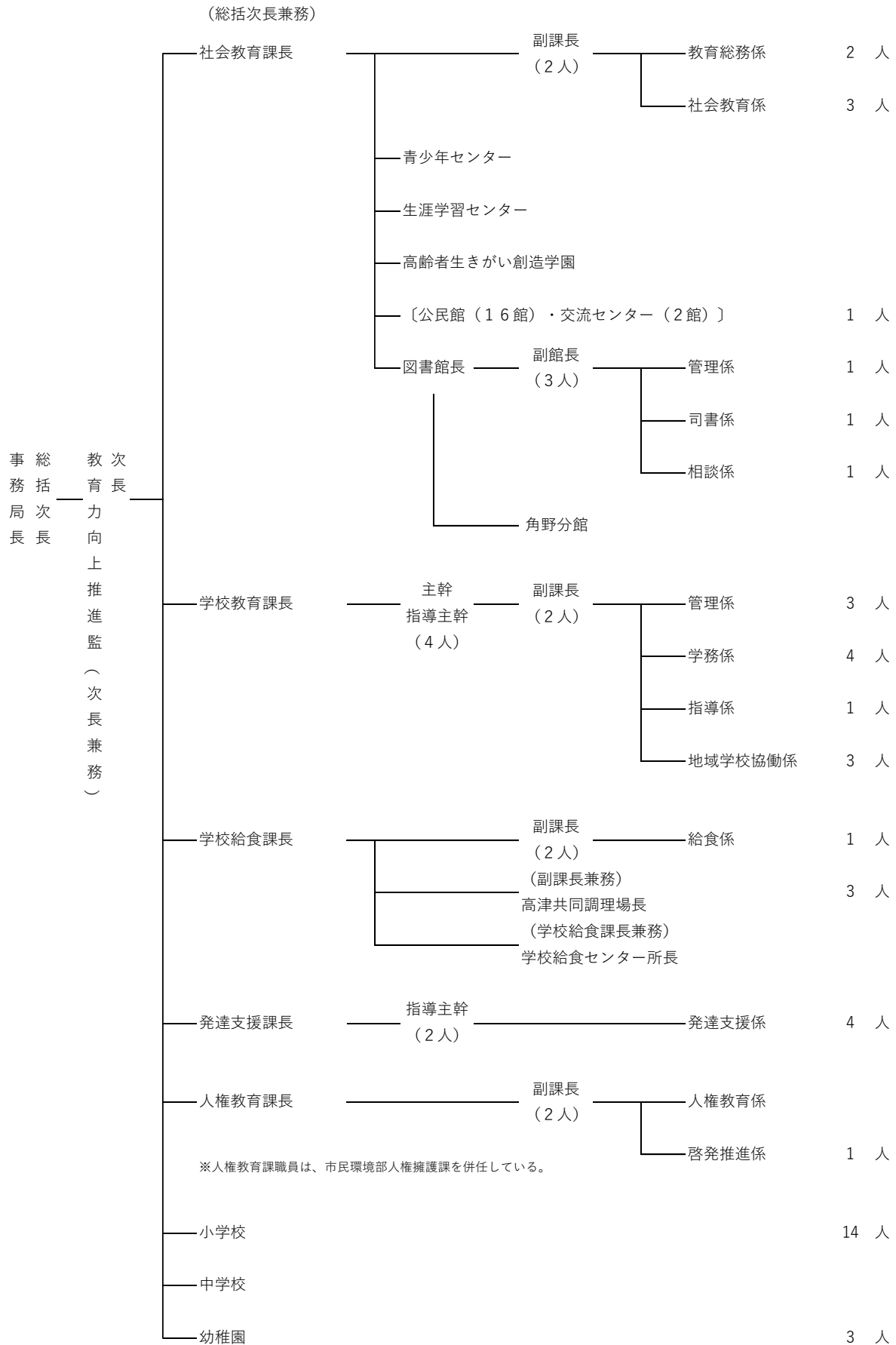
(6) 発達支援課

- ア 特別支援教育に関すること。
- イ 発達支援に関すること。

(7) 人権教育課

- ア 人権教育の計画、運営及び指導に関すること。
- イ 人権教育に係る資料の作成並びに教材及び教具の整備に関すること。
- ウ 人権教育講座、研修等の開設、運営及び指導に関すること。
- エ 地域改善対策奨学金事務に関すること。
- オ 人権教育研究協議会等関係団体との連絡調整に関すること。

2 職員の配置状況 73人（令和4年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園 (令和4年5月1日現在)

(単位：人)

区分 幼稚園名	園児数	職員数		
		教員	生活介助員	再任用 (短)
神郷	26	3 (1)	(6)	1
計	26	3 (1)	(6)	1

注 () 内は、会計年度職員を示す。

(2) 小学校 (令和4年5月1日現在)

(単位：人)

区分 学校名	児童数	職員数(市費)					
		調理員等	栄養士	用務員	事務職員	生活介助員	計
新居浜	173	(5)	(1)	(2)		(2)	(10)
宮西	190	1 (4)	(1)	(2)		(3)	1 (10)
金子	594	1 (7)		(2)		(7)	1 (16)
金栄	402	1 (5)	(1)	(2)		(3)	1 (11)
高津	597			(2)	(1)	(7)	(10)
浮島	114	1 (3)	(1)	(2)		(5)	1 (11)
惣開	346	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
垣生	238	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
神郷	518	1 (7)		(2)	(1)	(5)	1 (15)
多喜浜	123	(5)	(1)	(2)		(4)	(12)
泉川	602	1 (7)		(2)	(2)	(9)	1 (20)
船木	343	1 (4)		(2)		(7)	1 (13)
中萩	811	3 (10)		(2)	(1)	(10)	3 (23)
大生院	237	1 (5)		(2)		(2)	1 (9)
角野	594	1 (7)		(2)		(8)	1 (17)
別子	8						
計	5,890	14 (78)	(7)	(30)	(5)	(76)	14 (196)

注1 () 内は、会計年度任用職員等を示す。

2 調理員等には、給食搬送員を含む。

(3) 中学校 (令和4年5月1日現在)

(単位：人)

区分 学校名	生徒数	職員数(市費)					
		給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	計
東	379		(2)	(1)	(6)		(9)
西	188	(3)	(2)	(1)	(2)		(8)
南	473	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(8)
北	201	(2)	(2)	(2)	(2)		(8)
泉川	263	(3)	(2)	(1)	(1)		(7)
船木	189	(2)	(2)	(1)	(1)		(6)
ひびき分校	7					(1)	(1)
中萩	475	(2)	(2)	(1)	(8)		(13)
大生院	130	(3)	(2)	(1)			(6)

角野	312	(3)	(2)	(2)	(1)	(1)	(9)
川東	507	(2)	(2)	(1)	(4)	(1)	(10)
別子	18		(1)	(1)			(2)
計	3,142	(22)	(21)	(13)	(27)	(4)	(87)

注1 ()内は、会計年度任用職員等を示す。

2 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

(4) 公民館 (令和4年5月1日現在)

(単位：人)

公民館等名称	職 員 数			
	館長(所長)	主事	主事補	管理人
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
金栄	(1)	(1)	(1)	(1)
高津	(1)	(1)	(1)	(1)
浮島	(1)	(1)	(1)	(1)
惣開	(1)	(1)	(1)	(1)
若宮	(1)	(1)	(1)	(1)
垣生	(1)	(1)	(1)	(1)
神郷	(1)	(1)	(1)	(1)
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
泉川	(1)	(1)	(1)	(1)
中萩	(1)	(1)	(2)	(1)
船木	(1)	(1)	(1)	(1)
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)
角野	(1)	(1)	(1)	(1)
別子山	1		(1)	
計	1(17)	(17)	(19)	(17)

注 ()内は、会計年度任用職員等を示す。

3 令和3年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費 (新しい公民館創造プロジェクト事業)

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、“つどう”、“まなぶ”を事業の柱とし、学びを生かして地域の課題解決を目指しており、公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら各種事業に取り組んだ。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたが、可能な事業を検討し、感染症対策をしながら実施した。また、様々な世代を対象とした事業を実施することにより、子どもから大人までが公民館を身近な存在として感じられるようになってきている。

<事業費> 6,770千円

(2) 学校給食センター建設事業

老朽化した小学校単独調理場等の代替施設として、新たに学校給食センターを整備する。

事業はデザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）とし、民間のノウハウを生かし質の高い施設の建設を目指す。H A C C P の概念のもと、学校給食衛生管理基準に適合した新たな施設を整備することで、安心安全な学校給食の提供ができる。令和3年度は、公募型プロポーザルにより整備事業者を募集、事業者選定委員会の審査を経て事業者決定後、基本設計を進めた。令和4年以降は、実施設計、本体工事に着手し、令和6年9月からの供用開始を目指す。

＜事業費＞ 28,716千円（繰越分22,000千円を含む。）

（3）給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により、学校給食の運営に支障を来していることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営が図られた。また、学校給食センターでは、防水改修工事により雨漏りが解消され、労働環境が向上し、ガス設備の更新により、安全な作業環境が確保された。

- ・学校給食センターの食缶洗浄ライン、残菜処理機の更新
- ・学校給食センターの防水改修工事
- ・小学校調理場の給湯配管やガス配管の改修工事、冷凍冷蔵庫、オーブン、ボイラー等の厨房器具類の更新
- ・各調理場の警報器などのガス設備の更新
- ・厨房器具の修繕

＜事業費＞ 73,766千円

（4）発達支援教育充実費

障がいや発達に課題のある子どもが、地域とともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がいに対して理解を促進する啓発を行った。また、障がいや発達課題の早期発見、早期支援に向け早期療育通園事業の充実と人材の育成を図った。

- ・地域発達支援協議会の開催（年3回 ※令和3年度は2回）
- ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催（年25回：延べ630人）
- ・心理士等の相談員による巡回相談（年45回：延べ445人）
- ・総合相談及び聴覚相談（延べ1,795回）
- ・早期療育通園事業（ことばの教室、育ちの教室）の実施（延べ実施人数1,284人）

他

＜事業費＞ 23,241千円

（5）図書館充実費

地域の情報拠点・学習支援施設として、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、幅広く計画的な資料・情報の収集及び提供並びに学習機会の提供に努めた。

各種行事は感染症対策を徹底して開催し、図書館まつりや、家族間コミュニケーション推進企画展示「家読（うちどく）お家で読書しよ！」を実施した。テーマ分類した貸し出しセットは関心が高く、貸し出し数が増加し、セット内に同封した感想用カード「うち読カード」にも多数感想が寄せられ、館内掲示で来館者と共有を図った。また、図書館利用の普及と情報発信の取り組みとして図書館案内Y o u T u b e 配信、ツイッターへの投稿、市庁舎内臨時図書館カード発行窓口開設等により利用啓発に努めた。

＜事業費＞ 22,979千円

【図書等購入点数】

	一般用	児童用	計	A V 購入点数
本館	5,460	2,519	7,979	102
移動図書館	609	631	1,240	—
角野分館	651	593	1,244	—
計	6,720	3,743	10,463	102

4 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
学校施設開放使用料	2,429,700	2,429,700	0
自動販売機設置使用料（公民館）	557,012	557,012	0
別子ハイツ自然学習館使用料	6,500	6,500	0
自動販売機設置使用料 （高齢者生きがい創造学園）	29,251	29,251	0
図書館ティールーム使用料	147,541	147,541	0
教職員住宅使用料	347,467	347,467	0
公民館敷地使用料	1,620	1,620	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年2月6日付け）

（1）施設修繕について

高齢者生きがい創造学園エアコン修繕工事について、不適正な事務が見受けられる。

修繕等の事務に当たっては、分割や年度末に集中するのではなく、事前に調査し年間を通し計画を作成して発注するなど、競争性、経済性を原則に公正かつ厳正に執行することによりコストの削減、事務の簡素化を図りたい。

また、新居浜市役務の提供等に係る契約に関する事務取扱要綱等に基づき適正な事務処理をされたい。

(社会教育課（高齢者生きがい創造学園）)

<回答>

施設修繕等の事務につきましては、事前調査をした上で優先順位をつけ計画的な発注を行うことで、コストの削減や事務の簡素化を図ります。

また、新居浜市役務の提供等に係る契約に関する事務取扱要綱等を遵守し、適正な契約事務を行います。

（2）修繕等にかかる事務処理について

施設修繕等にかかる支出事務について、注意事項で指摘した不適正な事務を防止するため、今後、高齢者生きがい創造学園等、社会教育課が所管する施設における30万円を超える修繕等支出事務については、内容を確認した後、社会教育課において適正な事務処理を行う等、変更を検討されたい。

(社会教育課)

<回答>

高齢者生きがい創造学園等、社会教育課が所管する施設における30万円を超える修繕等支出事務につきましては、各施設長から施設の不具合の報告や修繕の依頼を受けた後、まず社会教育課で現状を確認し、緊急性や必要性に応じて方針を決定した後に事務処理を行うよう変更しました。

(3) 学校・家庭・地域連携推進事業及びE S D推進事業について

学校・家庭・地域が連携、協働し地域の实情に応じた教育活動を推進するため、各校区まちづくり推進委員会等へ委託を行い、社会教育課所管の「地域教育力向上プロジェクト推進事業」、学校教育課所管の「放課後まなび塾運営事業」、「放課後子ども教室推進事業」、「地域学校協働本部事業」、「E S D推進事業」等を実施している。校区の諸事情や携わるコーディネーターにより、校区ごとに事業の種類や内容が異なっている。校区の特性は維持しつつ、相互にいい取組を参考にすれば、更なる充実が期待できる。活動内容の集約とその情報提供あるいは相互情報交換の機会を設けるなど、情報共有の推進を図りたい。

また、これら事業の実質的な事務執行や準公金の管理は、公民館や学校等の事務局で行っていると思われる。実績報告や収支決算が提出され、領収書等の証拠書類との照合は所管課において行っているが、各事業の事務マニュアルにおいて謝金や切手等受払簿等の取扱いが相違している。さらに、実績報告の書式や領収書等関係書類の作成・保管、まちづくり推進委員会等での監査の実施、所管課での照合・確認手続等、事務マニュアルに未整備の項目がみられる。適正な事務執行が担保できるように、統一的な事務マニュアルの整備に取り組まれない。

(社会教育課、学校教育課)

<回答>

「地域教育力向上プロジェクト推進事業」につきましては、各公民館職員同士で各種事業や講座の内容等を発表し合うなどの研修機会を設けるなど、相互の情報交換及び情報共有を行い、事業の充実を図ります。

また、事務執行や準公金の管理については、教育委員会事務局内で統一的な事務取扱を協議するとともに、適正な事務執行ができるように事務マニュアルを作成します。

(社会教育課)

「放課後まなび塾運営事業」、「放課後子ども教室推進事業」、「地域学校協働本部事業」、「E S D推進事業」については、各校区の活動内容を集約し、コミュニティ・スクール推進協議会等において各校区に紹介することで情報共有を行います。さらに、まちづくり団体のみならず、各学校や保護者に対しても、広報誌を作成し、取組内容を周知します。

(学校教育課)

(4) 高齢者生きがい創造学園清掃業務及び同グラウンド公衆トイレ清掃業務について

高齢者生きがい創造学園清掃業務と同グラウンド公衆トイレ清掃業務は、別業務として発注している。しかし、両施設トイレ清掃業務は作業日等を除き同一仕様であり、受託者の作業効率や経費削減効果の面からも同一の契約とすることが望ましいと考えられる。高齢者生きがい創造学園では、建屋耐震改修工事完了に伴う清掃業務の仕様確定により、清掃業務等への長期継続契約導入を検討しており、合わせて、高齢者生きがい創造学園清掃業務と同グラウンド公衆トイレ清掃業務も一括発注する等、効率的な契約事務に改められたい。

(社会教育課 (高齢者生きがい創造学園))

<回答>

高齢者生きがい創造学園グラウンド公衆トイレ清掃業務につきましては、高齢者生きがい創造学園清掃業務の仕様を含め、長期継続契約の導入を予定しており、効率的な契約事務を行います。

(5) 学校給食費の収納管理業務について

文部科学省では、学校教員の負担軽減に向け、地方公共団体に対し学校給食費等の公会計

化推進について通知を行っている。しかし、本市の学校給食費は、学校長がPTA会長に収納管理業務を委託し、PTAが収納した学校給食費を各学校において、愛媛県（新居浜市）学校給食会や新居浜市学校給食センターに支出する私会計方式を継続している。また、給食費未納者に対する督促は各学校が担うなど、教育現場における負担増加の一因となっていると思われる。

収納管理におけるリスク管理や会計事務の透明性、また、未納防止と公平性確保の面からも、学校給食センター化を契機に学校給食費の「公会計化」に向けて、早期に検討を進められたい。なお、検討に当たっては、教育委員会事務局に加え、関連する部局が連携し、汎用的なクラウドシステム等の導入等、効果的、効率的的手法についても積極的に検討されたい。

(学校給食課、学校教育課)

<回答>

収納管理におけるリスク管理や会計事務の透明性、滞納防止等の観点から、効果的、効率的な手法が確立されるよう、できるだけ早期に公会計化に向けた体制整備を検討していきます。

(学校給食課)

学校教員の負担軽減に向けて、学校給食課と連携し、公会計化を進めていきます。

(学校教育課)

(6) 早期療育支援事業の強化について

発達支援課は、早期療育支援事業として、未認定を含めたすべての児童の療育またその保護者や支援者の相談ほか対応など大変重要な役割を担っている。児童発達支援センター設置に当たり、支援協力が期待されているが、同センターの再検討の結果にかかわらず、今後従来からの早期発見及び早期支援、ガイド的役割の重要性は更に増してくるものと考えられる。発達支援課の優れた機能をさらに充実強化するべく、相談体制の充足を含め検討されたい。

(発達支援課)

<回答>

現在発達支援課は、就学前から教育相談、巡回相談、支援会議、療育相談に取り組み、早期に関わることで適切に医療、保育、福祉（児童発達支援事業所）と連携し、個々に応じた必要な支援をしながら就学につなげています。すべての子どもを対象に、育てにくさを感じた誰もが気軽に相談し、支援を受けることが出来る役割が定着していると考えております。

今後は、保健センターとの協議をすすめ、分担や拡充を行うとともに、更なる細やかな対応を行えるように相談体制の充足に向けて、検討を進めます。